

部活動再開に向けた新型コロナウイルス感染対策について

山形市高楯中学校

1 部活動の再開日

令和2年6月2日（火）から

生徒の体調管理状況等を踏まえながら、段階的に活動着（時間）を増やしていく。

2 活動日・活動時間

活動日は週3日程度から始め、段階的に増やしていく。

高楯中としては6月第1週、6月2日(火)、3日(水)、5日(金)として

6月第2週からは平日のみ週4日として当面休日は部活動を行わない。

活動時間は（1～2時間）とする。

3 活動場所

原則として、各学校での活動とする。

4 基本的な対策

- (1) 新型コロナウイルス感染予防の観点を踏まえ、通常の活動とは異なる活動であることを認識すること。
- (2) 実施するにあたり、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制することのないようする。
- (3) 顧問は活動するにあたり、以下の示すクラスター発生の3条件を避けるための対策を講じること。
 - ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
 - ②多くの人が、お互い手の届く距離に集まらない。
 - ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える、
- (4) 運動機会が十分でない状態を踏まえ、部活動実施後の生徒の疲労感を考慮し、無理のない指導計画をたて、軽度な活動から段階的に実施すること。
- (5) 自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は見合わせること。
- (6) 通常の活動に参加していない外部関係者は部活動に参加させないこと。
(臨時講師、臨時コーチ、卒業生、新入生、他校生徒等)

5 感染防止対策

学校が運動及び文化活動を実施するにあたっては、別紙3の「部活動実施に向けた学校における点検チェックリスト」の項目について、活動前、活動中、活動後に全てチェックできる体制を整えてから活動するものとし、チェックできない項目があった場合には、活動を見合わせるか、対策を講じて改善に努めた後で活動するものとする。

6 実施するにあたっての留意点

1 活動の内容

(1) 運動部について

- ①運動種目に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2m以上）を空けさせること。
- ②簡易で基礎的な活動を基本とし、過度に息があがるような負荷の高い運動はさせないこと。
- ③小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っただけの発声をしたりしないように指導すること。
- ④剣道においては、近距離での対人練習は行わせないこと。
- ⑤チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。
- ⑥簡易で基礎的な活動も含め、運動を行えば呼吸が少し早くなることから、できる限り2m以上間隔を空

けさせること。

⑦走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りをさせること。

⑧やむを得ず使い回す道具を使用させる場合には使用前後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせること。

(2) 文化部について

①演奏練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、やむを得ず室内で行う場合は、向かい合っただけの活動は避け、少人数で、換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習するなど、工夫して活動すること。集団活動は避けること。

②吹奏楽等は、楽器を共有させないこと。

③その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう工夫すること。

2 感染防止対策

(1) マスクの着用について

①顧問はマスクを着用すること。

②生徒は、運動を行う場合、2m以上の間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。

(2) 顧問の対応について

①顧問は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱や風邪症状のあるときは指導しないこと。

②顧問は、参加生徒に対し(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。

③顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。

④顧問は、生徒の参加状況を把握すること。

⑤顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布したり、ホワイトボード等を活用したりして指示するなど、なるべく声を出さないように指導できるよう工夫すること。

⑥一年生については、部活動への登録が済んでいないことが予想されるため、学校が再開され部活動への登録が済むまでは、本活動への参加は見合わせること。

⑦健康診断を年度当初に実施できていない場合、家庭との連携（健康調査票等を活用）や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する引継ぎ事項）、等に留意し、活動前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮すること。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に実施すること。

⑧顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くすること。

⑨顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行うこと。

(3) 生徒個人の対応について

①活動前に体調を確認すること。発熱や風邪症状のある者は参加しないこと。

②咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底すること。

③活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し顧問に知らせること。

④活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせること。

⑤活動後は速やかに後片付けをして下校すること。

⑥飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと。